

令和4年8月24日

1. 出席議員

1番	中島	信二	11番	萩尾	洋
2番	高山	正信	12番	服部	良一
3番	青木	勉	14番	寺尾	高良
4番	川口	堅志	15番	栗原	吉平
5番	橋本	正敏	16番	三角	真弓
6番	田中	栄一	17番	森	茂生
7番	堤	康幸	18番	栗山	徹雄
8番	高橋	信広	21番	松崎	辰義
10番	牛島	孝之	22番	角田	恵一

2. 欠席議員

13番	大坪	久美子	20番	川口	誠二
-----	----	-----	-----	----	----

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	牛島	新五
事務局参事補佐兼次長	樋口	安澄
書記	中島	知子
書記	中園	弘一
書記	田中	浩章

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	三田村	統之				
副	市	長	松崎賢明				
副	市	長	松尾一秋				
教	育	長	橋本吉史				
総	務	部	長	原	亮一		
企	画	部	長	石	井稔郎		
市	民	部	長	牛	島憲治		
健	康	福	祉	部	長	坂	田智子
建	設	経	済	部	長	若	杉信嘉
教	育	部	長	平	武文		
総	務	課	長	秋	山勲		
財	政	課	長	田	中和己		
監	査	事	務	局	長	古	賀好子
監	査	委	員	浅	田秀敏		

議事日程第1号

令和4年8月24日（水） 開会・開議 午前10時

日 程

- 第1 会期の決定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議案上程・説明
- 第4 請願委員会付託

本日の会議に付した事件

- 第1 会期の決定
 - 第2 会議録署名議員の指名
 - 第3 議案上程・説明
 - 第4 請願委員会付託
- 請願第5号 八女市立小・中学生の健全な成長、発達のための教育活動を求める請願

午前10時 開会

○議長（角田恵一君）

皆様おはようございます。本日からの定例会、よろしくお願い申し上げます。

今会期中も新型コロナウイルス感染症対策でマスクの着用を許可しております。また、議場内での撮影を許可しておりますので、御了承願います。

なお、13番大坪久美子議員、20番川口誠二議員からの欠席届を受理いたしております。

お知らせいたします。議案書、資料、請願、説明員名簿、提案理由書、一般質問表及び決算審査特別委員会資料をタブレットに配信しております。

また、報告第14号、認定第1号、認定第2号及び認定第3号の審査結果報告のため、代表監査委員の出席を求めています。

ただいまの出席議員数が定足数に達しておりますので、令和4年第4回八女市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条ただし書の規定により、タブレットに配信しておりますので、御了承願います。

日程第1 会期の決定

○議長（角田恵一君）

日程第1. 会期の決定を議題といたします。

会期につきましては、議会運営委員会にて検討していただいておりますので、副委員長より報告をお願いいたします。

○議会運営委員会副委員長（高橋信広君）

おはようございます。令和4年第4回八女市議会定例会の運営について、去る8月19日に議会運営委員会を開催し、協議をいたしました。

まず、会期であります。本日8月24日から9月14日までの22日間といたします。

その内容についてですが、本日開会いたしまして、8月29日から30日を一般質問、8月31日と9月1日を議案審議、9月5日から7日に委員会、分科会を行い、9月14日を閉会日といたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（角田恵一君）

お諮りいたします。本定例会の会期は、ただいま報告のとおり、本日から9月14日までの22日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月14日までの22日間と決定いたしました。

なお、会期の日程につきましては、御連絡しております案のとおりでございますので、御了承願います。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（角田恵一君）

日程第2. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、議長において2番高山正信議員、21番松崎辰義議員を指名いたします。

日程第3 議案上程・説明

○議長（角田恵一君）

日程第3. 議案の上程を行います。

市長より報告6件、議案6件、認定3件の送付を受け、これを受理いたしました。

案件及び議案の朗読は省略し、報告第9号から認定第3号まで計15件を一括議題といたします。

市長より提案理由の説明を求めます。

○市長（三田村統之君）

本日は、令和4年第4回八女市議会定例会を招集いたしましたところ、御参集を賜りまして誠にありがとうございます。

今月に入り、東北・北陸地方を中心に全国的に発生した記録的な豪雨は各地に大きな被害をもたらしました。本市におきましても、8月17日の大雨に際し、高齢者等避難を発令しながら警戒に当たりました。大雨による被害状況については、現在、調査を進めております。

さて、新型コロナウイルス感染症の第7波による急速な感染拡大に対して、福岡県は7月22日から福岡コロナ特別警報を発動しており、現在まで八女市においても第6波を大きく上回る新規陽性者が発生する状況が続いております。この感染拡大に伴い、市内の医療機関への電話や検査依頼の急増など、通常の医療活動への影響が懸念をされております。本市では感染症対策本部及びワクチン接種推進本部において感染対策の方針を協議、決定し、様々な対策を講じているところでありますが、今後も県の指導の下、医師会、医療機関、保健所等関係機関と連携を取りながら、医療提供体制の機能を維持するなど、引き続き市民の皆様の命と健康を守ってまいります。

一方、世界的なエネルギーや食料価格の高騰は、市民生活や事業者の皆様にもその影響を及ぼしている状況にあります。市といたしましては、国から交付される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用を中心に、可能な限り財源確保に努め、関係機関と連携を図りながら感染症対策及び物価高騰対策に全庁一丸となって取り組んでまいります。

今定例会におきましては、10事業、総額で約508,870千円の事業規模となる新型コロナウイルス感染症及び物価高騰対策関連事業などを計上する補正予算を含む報告6件、議案6件及び認定3件を上程いたします。ただいまから提案理由を御説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

報告第9号、八女市黒木町木屋で発生した倒木による倉庫等損傷事故の損害賠償に関する専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長の専決処分事項の指定により専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

事故の経過につきましては、令和4年5月24日午後5時30分頃、黒木町木屋の法定外道路内に自生していた雑木が根元から折れ、隣接の住宅地へ倒れたことにより、木造瓦ぶき2階建て倉庫の屋根及び転落防止フェンスの一部を損傷したものでございます。

相手方との交渉の結果、損害賠償金として234,916円を支払うことで示談を締結し、賠償金の支払いを行いました。

報告第10号 株式会社クリエイトやべの令和3年度決算及び令和4年度事業の計画の報告について御説明申し上げます。

まず、別冊1の令和3年度決算書をお願いいたします。

1 ページには会社の概況及び業務の概要を記載しております。

2 ページには令和3年度に実施しました事業の報告及び庶務事項を記載しております。

3 ページの貸借対照表は、令和4年5月31日現在における資産及び負債現在高を記載しているものでございます。資産から負債を差し引いた純資産は50,885,271円で、負債及び純資産の合計は52,884,355円となっております。

なお、4 ページは損益計算書でございます。

次に、別冊2の令和4年度事業計画及び予算書をお願いいたします。

1 ページには各業務における令和4年度の方針を記載しております。

2 ページは令和4年度の収支予算書であり、当期収入・支出予算として、それぞれ49,570千円を計上しております。

報告第11号 一般財団法人星のふるさとの令和3年度決算及び令和4年度事業の計画の報告について御説明申し上げます。

まず、別冊1の令和3年度決算書をお願いいたします。

1 ページから2 ページには法人の概況及び指定管理業務の概要と令和3年度に実施しました星の文化館事業、茶の文化館事業、星のふるさと公園管理事業その他の事業の状況について記載しております。

3 ページの貸借対照表は、令和4年3月31日現在における資産及び負債の現在高について記載しております。資産から負債を差し引いた正味財産は389,698,776円、負債及び正味財産の合計は401,324,455円となっております。

4 ページから5 ページは正味財産の変動状況を示した正味財産増減計算書でございます。

次に、別冊2の令和4年度事業計画及び予算書をお願いいたします。

1 ページは主な事業計画について記載しております。

2 ページは令和4年度の収支予算書であり、当期収入・支出予算として、それぞれ167,355千円を計上しております。

報告第12号 一般財団法人秘境柚の里の令和3年度決算及び令和4年度事業の計画の報告について御説明申し上げます。

まず、別冊1の令和3年度決算書をお願いいたします。

1 ページは法人の概況及び指定管理業務の概要と令和3年度に実施しました事業の状況並びに収入状況及び利用者数について記載しております。

2 ページの貸借対照表は、令和4年3月31日現在における資産及び負債の現在高について記載しております。資産から負債を差し引いた正味財産は132,538,928円、負債及び正味財産の合計は137,431,349円となっております。

3 ページは正味財産の変動状況を示した正味財産増減計算書でございます。

次に、別冊2の令和4年度事業計画及び予算書をお願いいたします。

1ページは令和4年度の法人の概況や秘境柚の里の管理運営や都市との交流促進等をはじめとする主な事業内容を記載しております。

2ページは令和4年度の収支予算書であり、当期収入・支出予算として、それぞれ146,820千円を計上しております。

報告第13号 一般財団法人FM八女の令和3年度決算及び令和4年度事業の計画の報告について御説明申し上げます。

まず、別冊1の令和3年度決算書をお願いいたします。

1ページから2ページには法人の概況及び令和3年度にFM八女が実施した事業について記載しております。

3ページから4ページの貸借対照表は、令和4年3月31日現在における資産、負債及び正味財産の現在高について記載しております。資産から負債を差し引いた正味財産は79,471,156円、負債及び正味財産の合計は141,367,786円となっております。

5ページから6ページは正味財産の変動状況を示した正味財産増減計算書でございます。

次に、別冊2の令和4年度事業計画及び予算書をお願いいたします。

1ページは令和4年度の事業計画として、放送事業及び観光事業について主な事業内容を記載しております。

2ページは令和4年度の収支予算書であり、当期収入・支出予算として、それぞれ59,890千円を計上しております。

報告第14号 令和3年度八女市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について御説明申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により報告するものでございます。

別紙1を御覧ください。

表の下段の括弧書きは、国が示す早期健全化基準値でございまして、この基準値と比較して本市のそれぞれの比率を御覧ください。

一般会計、矢部診療所特別会計を合わせた普通会計に対する実質赤字比率並びに普通会計に特別会計や公営企業会計を合わせた連結決算に対する連結実質赤字比率については黒字でございますので、ハイフンと表示しております。

次に、実質公債費比率は令和元年度決算から令和3年度決算までの平均数値でございます。普通会計と公営企業会計等を合わせた起債の償還元利金等が標準財政規模等に対してどの程度占めるかによって判断されるもので、早期健全化基準の25%を下回っております。

将来負担比率につきましては、地方債残高や債務負担行為に基づく支出予定額等を基礎と

して算定される将来負担額が令和3年度も充当可能財源等を下回ることにより数値が生じないため、ハイフンと表示しております。

今後も健全な財政運営を心がけていかなければならないと考えております。

別紙2を御覧ください。

この表に示しておりますのは、地方公営企業法に属する会計の資金不足の状況でございます。

令和3年度の決算においては、いずれの会計においても資金不足は生じませんので、ハイフンと表示しております。

議案第54号 八女市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の創設や育児休業の取得回数制限の緩和など、育児休業制度が見直されたことを踏まえ、育児を行う職員の仕事と家庭の両立を推進するため、必要な改正をしようとするものでございます。

議案第55号 八女市白城の里条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、市の指定文化財である白城の里旧大内邸を地元農産物を利用した食文化を継承する場として活用するため、必要な改正をしようとするものでございます。

議案第56号 字の区域の変更について御説明申し上げます。

本案は、県営中山間地域農村活性化総合整備事業で実施しました星野地区のほ場整備事業の換地処分に当たり、この区域の字を変更するもので、地方自治法第260条第1項の規定により市議会の議決を求めるものでございます。

本事業により当該区域が整備され、周囲の形状が変わりますので、従来の字界が不明確となりますことから、換地処分により最終的な土地面積及び地番を確定する際に併せて字界を変更し、これを整理することが必要となるものでございます。

議案第57号 令和3年度八女市下水道事業会計決算剰余金の処分について御説明申し上げます。

今回の処分は、未処分利益剰余金の72,888,656円のうち58,684,968円を資本金に組み入れ、14,203,688円を減債積立金に積み立てるものでございます。

議案第58号 令和4年度八女市一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

今回の補正は786,029千円を追加し、総額は41,426,957千円となります。

第2条は債務負担行為の補正で、5ページで説明しておりますとおり、情報ネットワーク再構築事業の業務委託料及び機器等賃借料と小学校給食調理等業務委託料の追加でござい

す。

第3条は地方債の補正で、6ページで説明しておりますとおり、災害復旧事業の追加と緊急自然災害防止対策事業及び過疎対策事業の限度額の変更でございます。

歳出のうち、まず、新型コロナウイルス感染症及び物価高騰対策関連事業の主なものについて御説明いたします。

国・県補助事業といたしまして、オミクロン株に対応したワクチン接種事業費及び保育所等給食支援事業費補助金を計上しております。

また、市の独自施策といたしましては、農業者支援として、収入保険加入促進事業費補助金及び肥料高騰緊急対策事業費補助金を、さらに、事業者支援として、貨物運送事業者燃料費高騰対策支援金に係る事業費を計上しております。

そのほか、見崎校区小中学校校舎等整備事業や災害復旧事業等に係る経費を計上しております。

歳入の主な内容につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金並びに災害復旧事業債等を計上いたしております。

議案第59号 令和4年度八女市介護保険事業費特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回の補正は9,478千円を追加し、総額は7,767,710千円となります。

第2条は債務負担行為で、4ページで説明しておりますとおり、第1号通所事業業務委託料、一般介護予防事業業務委託料でございます。

歳出の内容につきましては、前年度の保険給付費の精算に伴う返還金でございます。また、歳入につきましては、前年度繰越金でございます。

認定第1号 令和3年度八女市各会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

令和3年度八女市一般会計の当初予算は38,981,000千円でしたが、その後の補正等により最終予算現額は49,854,546,200円となっております。

これに対しまして、決算額は歳入総額が46,712,677,539円、歳出総額が44,318,850,506円で、歳入歳出差引額は2,393,827,033円の黒字決算となっております。

なお、実質収支額は、歳入歳出差引額から令和4年度へ繰り越すべき財源1,071,442,441円を差し引いて、1,322,384,592円となっております。このうち、地方自治法第233条の2の規定により、財政調整基金に3億円、公共施設整備基金及び減債基金にそれぞれ185,000千円、合計670,000千円の積立てをいたしております。

黒字決算となった主な理由は、歳入面では市税等が見込みを上回ったこと、歳出面では工事費の執行残や新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い事業が実施できなかったことに

よるものでございます。

特別会計につきましては、それぞれ実質収支は黒字となっております。

なお、決算の説明資料として決算に係る主要施策の実績報告書を配信しておりますので、御参照ください。

認定第2号 令和3年度八女市水道事業会計決算認定について御説明申し上げます。

令和3年度も水道水の安定供給に努めております。

工事の概況としましては、水道未普及地域の配水管布設工事のほか、道路改良工事や下水道工事に伴う配水管の移設工事等を行っております。

業務の概況としましては、給水戸数が1万5,659戸、総有収水量が317万9,140立方メートル、給水収益が757,694,792円となっております。

財務の状況として、収益的収入から収益的支出を差し引いた当年度純利益は60,073,066円となりました。

次に、決算の状況でございます。

収益的収入及び支出では、水道事業の営業活動に伴う水道料金等の収益と、それに対応する費用を計上しております。

収入は水道事業収益として1,009,745,349円の決算額となっております。

支出は水道事業費用として869,095,154円の決算額となっております。

次に、資本的収入及び支出では、施設の整備等に関する収支を計上しております。

収入は資本的収入として1,280,568,682円の決算額となっております。

支出は資本的支出として1,679,663,674円の決算額となっております。

なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額につきましては内部留保資金で補填をしております。

以上が水道事業会計決算の概要でございますが、財務諸表と附属書類を掲載しておりますので、御参照ください。

認定第3号 令和3年度八女市下水道事業会計決算認定について御説明申し上げます。

令和3年度も生活排水等の浄化に努めております。

工事の概況としましては、龍ヶ原地区等を中心に下水道整備工事等を行っております。

業務の概況としましては、水洗化人口が1万1,771人、総有収水量が126万1,591立方メートル、下水道使用料が248,272,200円となっております。

財務の状況として、収益的収入から収益的支出を差し引いた当年度純利益は53,811,576円となりました。

次に、決算の状況でございます。

収益的収入及び支出では、下水道事業の営業活動に伴う下水道使用料等の収益と、それに

対応する費用を計上しております。

収入は下水道事業収益として826,254,817円の決算額となっております。

支出は下水道事業費用として746,324,585円の決算額となっております。

次に、資本的収入及び支出では、施設の整備等に関する収支を計上しております。

収入は資本的収入として710,999,690円の決算額となっております。

支出は資本的支出として1,027,003,243円の決算額となっております。

なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額につきましては内部留保資金で補填しております。

以上が下水道事業会計決算の概要でございますが、財務諸表と附属書類を掲載しておりますので、御参照ください。

以上で全議案の説明を終わります。

議会におかれましては、十分御審議をいただきまして、原案どおりに御承認を賜りますようお願いを申し上げて、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（角田恵一君）

市長の説明は終わりました。

次に、報告第14号、認定第1号、認定第2号及び認定第3号の審査結果につきまして監査委員の報告を求めます。

○監査委員（浅田秀敏君）

決算審査について御報告いたします。

報告第14号並びに認定第1号、第2号及び第3号の決算に係る審査につきましては、審査に付された令和3年度八女市各会計歳入歳出決算及び証書類等の審査並びに関係職員から詳細な説明を受け、慎重に審査をいたしました。その結果について御報告いたします。

まず、報告第14号 令和3年度八女市健全化判断比率及び資金不足比率の審査につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、審査の対象であります4つの指標、すなわち、1、実質赤字比率、2、連結実質赤字比率、3、実質公債費比率、4、将来負担比率及び公営企業会計における資金不足比率について審査をいたしました。

審査の結果、八女市健全化判断比率及び資金不足比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成され、かつ計数は正確であると認めました。

審査意見につきましては、令和3年度八女市財政健全化審査意見書及び公営企業会計経営健全化審査意見書の中で述べておりますので、御照覧をお願いいたします。

次に、認定第1号 令和3年度八女市各会計歳入歳出決算でございます。

本件につきましては、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、一般会計及び6件の特別会計の決算について審査をいたしました。

決算におきます歳入の総額は64,729,239,579円でございます。一方、歳出の総額は62,186,298,744円で、翌年度へ繰り越すべき財源を除いた実質収支額は1,471,498,394円の黒字となっております。

なお、財政力指数は前年度と同じく0.39であります。財政構造の弾力性を示す経常収支比率は前年度より4.7ポイント改善し、89.9%となっております。

審査に当たりましては、各会計歳入歳出決算書、その他政令で定められた書類様式の合规性、計数の正確性、歳入歳出予算執行の適法性、財務の執行及び予算の不用額並びに予算の流用等に主眼を置き、定期監査、例月現金出納検査の結果も参考にいたしました。

審査の結果、各会計の歳入歳出決算書及び附属書類は地方自治法施行規則で定められた様式により作成され、かつ計数は正確で、関係書類、帳簿、証書などとも符合し、令和3年度における決算は適正に表示されていると認めました。

また、同時に審査に付されました八女市国民健康保険高額療養資金貸付基金につきましては、地方自治法第241条第5項の規定に基づき、その運用状況について審査をいたしました。

審査の結果、基金の計数は正確で、かつ設置目的に沿って適正に運用されていると認めました。

次に、認定第2号 令和3年度八女市水道事業会計決算及び認定第3号 令和3年度八女市下水道事業会計決算でございます。

本件は、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、水道事業会計及び下水道事業会計の決算書及び附属書類について審査をいたしました。

審査の結果、決算報告書、貸借対照表、損益計算書、剰余金計算書及び剰余金処分計算書のほか、附属書類はいずれも関係法令に従って作成され、かつ計数は正確で、経営成績及び財務状況は適正に表示されていると認めたところでございます。

以上、認定第1号、第2号及び第3号に係る決算審査の詳細につきましても、各決算審査意見書に述べておりますので、御照覧をお願いいたします。

以上をもちまして決算審査の報告を終わらせていただきます。

○議長（角田恵一君）

監査委員の報告は終わりました。

以上で議案の上程を終わります。

日程第4 請願委員会付託

○議長（角田恵一君）

日程第4. 請願委員会付託を行います。

本定例会において受理した請願は1件であります。

案件は局長をして朗読させます。

○議会事務局長（牛島新五君）

〔朗読省略〕

○議長（角田恵一君）

局長朗読のとおり、請願1件を会議規則第137条第1項の規定により、所管の常任委員会に付託いたします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

会期日程に従い、一般質問は8月29日から行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時44分 散会